

### 4-3-3. 災害見舞金制度

災害見舞金制度は、台風、風水害、地震等により、組合地域内において被災した組合員に災害見舞金を贈遺する制度です。なお、1) 火災による被災、2) 人間、動物に関する損害、3) 物件の損壊又は損傷以外の営業上の被災、4) 前各号を除く一組合の損害額が30万円未満である被災については、見舞金贈遺の対象となりません。

◇組合員相互扶助の精神に基づき、被災された組合員へのお見舞いを迅速かつ確実に行うための制度です。

◇組合は被害があった組合員の被災状況を調査報告し、連合会はこれを査定し、下記の基準に従って贈遺します。

連合会査定額	贈遺金額
30万円以上 50万円未満	30,000円
50万円以上 100万円未満	50,000円
100万円以上	80,000円

◇被災組合員所属組合が独自に見舞金を拠出させ、贈遺する場合は、連合会は当該組合に対し見舞金拠出依頼は行わないこととなっています。

◇災害見舞金制度は特別会計となっており、被災者に迅速に見舞金を贈遺する観点から、毎年拠出をお願いします。

◇なお、組合が行う査定については、災害発生から短期間で行うには制約が多く、また明確な基準もないことから、平成17年度より被災組合員が所定様式による申告書を査定する方法をとっています。

## 【大規模自然災害発生時における義援金の拠出について】

被害が広範囲にわたり、かつ甚大な被害を及ぼした大規模自然災害が発生した際は、本災害見舞金制度は適用せず、理事会決議に基づき義援金の拠出を求めることがあります。

### 義援金拠出の目安

- ・政府による激甚災害の指定がなされた大規模自然災害
- ・被災された組合員が広範かつ多数でた大規模自然災害
- ・被害総額が大きく、災害見舞金会計で賄い切れない、あるいは贈遺額が適切でないと判断された場合 等

### 過去のおもな義援金拠出例

- ・平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火 計 25,732,031円 (2,000円~)
- ・平成 7 年 阪神・淡路大震災 計 120,501,001円 (5,000円~)
- ・平成23年 東日本大震災 計 54,880,659円 (5,000円~)

### 贈遺基準の目安－東日本大震災の場合

- ・組合員又はその家族の逝去・行方不明…30万円
- ・店舗・工場・自宅 全壊…30万円 半壊…15万円 一部損壊…3万円